

令和8年度 集落草刈り機械整備支援事業 概要

本事業は、加西市内の集落（農会または自治会）が、集落内の草刈り作業の負担軽減を目的として、乗用草刈り機、ラジコン草刈り機、アタッチメント式モア等の整備に要する経費に対して助成する事業です。

購入、リース導入のどちらでも可能です。

○支援対象者

- ① 農会が組織されている自治会（北条12区については北条東・西の農会）
- ② ①に機械をリースするリース事業者
※生産者とリース事業者が共同申請し、リース事業者に補助金が支払われ、本体分に係るリース料金が減額されることとなります。

○対象となる取組

- ① 草刈り機械の「購入」
- ② 草刈り機械の「リース導入」

- ※「購入」「リース導入」のどちらか1つしか申請できません。
- ※「リース導入」の場合、リース料ではなく本体価格が補助対象経費です。
- ※「リース導入」の際、残価設定ローンを組む場合は、本体価格から設定された残価（＝最終支払い額）を差し引いた額が補助対象経費になります。

○対象となる草刈り機械の内容（別紙をご参照ください。）

草刈り機械の種類
・乗用草刈り機
・ラジコン草刈り機
・ロボット草刈り機
・アタッチメント式モア（例：フレールモア、ハンマーナイフモア、オフセットモア、アーム（ブーム）モア）


- ※ 中古機械は対象外です。
- ※ 乗用管理機、バックホウ、トラクターなど、それ単体で草刈り機能を有さない機械は対象外です。また、刈り払い機やエンジン式モアも対象外です。

該当するか不明な場合は、農政課までお問い合わせ下さい。

○補助金額

- ・補助率 3 / 10 以内（申請者ごとの補助上限額 2, 000 千円）

○事業実施の流れ

- 
- ①別添「要望調査票」を農政課まで提出 **※切 7月31日（金）**
 - ②要望の採択／不採択の通知（8月上旬頃を予定）
 - ③3者見積書の徴収
 - ④正式交付申請 → 正式交付決定通知
 - ⑤草刈り機械の3者見積書の徴収、契約、購入またはリース導入
※正式交付決定通知の日付けより前の契約は補助対象外となります。
 - ⑥代金の支払い
令和9年3月末までに完了してください。
リース導入の場合は、リース契約の締結、草刈り機械の導入を
令和9年3月末までに完了してください。
 - ⑦実績報告書
【添付書類】
 - ・写真（草刈り機械の前後左右、型番箇所）
 - ・請求書、領収書
 - ⑧補助金請求・振込み **（完了）**
 - ・加西市へ補助金請求書、振込み先口座（通帳のコピー等）の提出
 - ・加西市から指定された口座へ補助金を振込み
リース導入の場合はリース会社へ振込み